

特定非営利活動法人クローバー・サービス定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人クローバー・サービスという。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を京都府船井郡京丹波町橋爪桧山 53 番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、在宅で援助が必要な高齢者やその家族、その他の手助けを必要とする人々に対して、住民参加と助け合いの精神のもとに、地域に根ざした介護サービスを提供し、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会作りと社会全体の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) まちづくりの推進を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 介護保険にかかる事業
- (2) 訪問介護、当事者のトータルケアを含めた家事援助等の在宅福祉サービス事業
- (3) 移送サービス事業
- (4) 介護教室、ホームヘルパー研修等、地域の教育研修事業
- (5) 必要な調査研究、情報収集及び提供
- (6) 会報及び出版物の発行
- (7) 育児支援事業
- (8) 障害福祉事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、法人の推進活動を行う個人。
- (2) 協力会員 この法人の目的に賛同して入会し、法人の推進活動を行う個人。ただし、自らの意思により総会の議決権を必要としない者。
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した法人及び団体。

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、その旨を記載した入会申込書を理事長に提出するものとする。

- 2 理事長は、入会申込者が本会の目的に賛同し、活動及び事業に協力できる者と認めるときは、正当な理由がない限り入会を承認しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、又は賛助会員である団体が消滅したとき
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず納入しないとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事3人以上10人以内
- (2) 監事1人以上2人以内

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはいけな
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 常務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又

は法令もしくは定款に違反する重大な事実を発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集する。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再選を妨げない。

2 補欠のため又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても第13条第1項に定める最少の役員数を欠く場合には、後任者がその職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を越える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決によりこれを解任することができる。この場合、この役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のために職務の執行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる

3 前項に関して必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

(事務局及び職員)

第20条 この法人に事務を処理するため事務局を設け、事務長及び必要な職員を置く。

2 事務長は、理事会の議決を経て理事長が委託し、職員は理事長が任命する。

3 事務長は、理事の中から選出することができる。

4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、次の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員の選任及び解任

(7) 役員の職務及び報酬

(8) 会費に関する事項

(9) 借入金（その年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(10) その他運営に関する重要な事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法による招集の請求があったとき

(3) 第15条第5項第4号の規定により監事から招集があったとき

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りでない。

2 総会の議事は、定款の規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該議案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること）

(3) 審議事項

- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
 - 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が署名押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の議決があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (4) 事業計画及び活動予算の変更
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りでない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものと見なす。
- 4 理事会の議決について特別の利害関係を有する理事は、その議事に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を記載すること）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が署名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業にともなう収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときには、理事長は理事会の議決を経て予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用と見なす。

(予備費の設定及び使用)

第44条 予算超過又は予算外の支出に当てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を支出するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算の成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、すみやかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の処置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ法第25条第3項に規定する事項を変更する場合は、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散(合併又は破産による解散手続開始の決定を除く)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に公告するとともに官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項については、内閣府NPOポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て理事長がこれを定め

る。

附 則

1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	三科晃子
常務理事	波瀬智津子
理 事	藤井悦夫
理 事	後藤敏和
理 事	上田幸代
監 事	木村きよみ
監 事	入鹿山松子

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず設立の日から平成12年5月末日とする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第42条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず設立の日から平成12年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。

正会員	1口	5,000円(年会費)
法人、団体賛助会員	1口	10,000円(年会費)

附 則

1 この定款は、定款変更認証の日から施行する。

附 則

1 この定款は、定款変更認証の日から施行する。

附 則

1 この定款は、平成18年6月5日より施行する。

附 則

1 この定款は、定款変更認証の日から施行する。

附 則

1 この定款は、平成29年6月1日より施行する。

附 則

1 この定款は、定款変更認証の日から施行する。

(以上)

(法第 25 条第 5 項関係)

2025 年度の事業計画書

2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人クローバー・サービス

1 事業実施の方針

介護保険・障害福祉サービスの実施、外出支援（福祉有償運送）や制度外のヘルパー活動「助け合い」事業を行い、その活動を通じ地域課題の解決に当たる。

地域住民より障害者グループホーム設置が要望されていることに対し行政・他団体とも協力し実現に向け、年度中に結論を得ることを目標に調査研究を続ける。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位： 千円)
保険医療又は 福祉の増進 を図る活動	介護保険事業・障害福祉事業において居宅介護支援・訪問介護・地域密着型通所介護での活動及び福祉有償運送における送迎事業、助け合い事業による制度外ヘルパー派遣活動	(A) 毎日 (B) 利用者の自宅、デイセンター及び関連場所 (C) 37 名	(D) 京丹波町の介護及び障害福祉サービス利用者 (E) 月平均 230 名	72,293
社会教育の推進を図る活動	広報誌による地域の歴史発掘成果の発表等	(A) 適時 (B) 京丹波町の地域 (C) 40 名	(D) 京丹波町民他 (E) 不特定	600
子どもの健全育成を図る活動	児童の自宅での見守りへの制度外ヘルパー派遣活動	(A) 適時 (B) 京丹波町の地域 (C) 37 名	(D) 地域住民 (E) 不特定	3,000
まちづくりの推進を図る活動	障害者やその家族の交流、地域住民の場を作る活動及び地域のボランティア事業を推進する活動	(A) 毎日 (B) 京丹波町の地域 (C) 40 名	(D) 当事者及び関係者 (E) 不特定	2,000

前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動	上記活動を通じて、行政及び他団体との連携を図る活動	(A) 毎日 (B) 南丹地域 (C) 40 名	(D) 行政及び他の事業者 (E) 不特定	2,000
---------------------------------------	---------------------------	--------------------------------	--------------------------	-------

(備考)

- 1 定款の変更の日の属する事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
- 2 2 は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2 (2)には、定款上、「その他の事業」に関する事項を定めているものの、当該事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。

(法第 25 条第 5 項関係)

2026 年度の事業年度の事業計画書

2026 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人クローバー・サービス

1 事業実施の方針

介護保険・障害福祉サービスの実施、外出支援（福祉有償運送）や制度外のヘルパー活動「助け合い」事業を行い、その活動を通じ地域課題の解決に当たる。

障害者グループホーム設置について、2025 年度の結論の方向性を踏まえた動きを実施する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位: 千円)
保険医療又は 福祉の増進 を図る活動	介護保険事業・障害福祉事業 において居宅介護支援・訪問 介護・地域密着型通所介護で の活動及び福祉有償運送にお ける送迎事業、助け合い事業 による制度外ヘルパー派遣活 動	(A) 毎日 (B) 利用者の 自宅、デイ センター 及び関連 場所 (C) 37 名	(D) 京丹波町 の介護及び障 害福祉サービ ス利用者 (E) 月平均 230 名	72, 103
社会教育の推 進を図る活 動	広報誌による地域の歴史発掘 成果の発表等	(A) 適時 (B) 京丹波町 の地域 (C) 40 名	(D) 京丹波町 民他 (E) 不特定	600
子どもの健全 育成を図る 活動	児童の自宅での見守りへの制 度外ヘルパー派遣活動	(A) 適時 (B) 京丹波町 の地域 (C) 37 名	(D) 地 域 住民 (E) 不 特 定	3, 000

まちづくりの 推進を図る 活動	障害者やその家族の交流の場 を作る活動及び地域のボラ ンティア事業を推進する活 動	(A) 毎日 (B) 京丹波町 の地域 (C) 40 名	(D) 当事者 及び関係者 (E) 不特定	2,000
前各号に掲げ る活動を行 う団体の運 営又は活動 に関する連 絡、助言又 は援助の活 動	上記活動を通じて、行政及び 他団体との連携を図る活動	(A) 毎日 (B) 南丹地域 (C) 40 名	(D) 行政及び 他の事業者 (E) 不特定	2,000

(備考)

- 1 定款の変更の日の属する事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
- 2 2 は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2 (2)には、定款上、「その他の事業」に関する事項を定めているものの、当該事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。

2025年度(第27期) 活動予算書

2025年4月1日から2026年3月31日まで

NPO法人クローバー・サービス
(単位:円)

科 目	金 額			主な内容
I 経常収益				
1.受取会費				
正会員受取会費	320,000			
賛助会員受取会費	150,000	470,000		
2.受取寄附金				
受取寄付金	100,000	100,000		
3.受取助成金等				
受取助成金	10,000			
受取補助金	100,000	110,000		
4.事業収益				
「助け合い」事業収益	600,000			利用料
外出支援事業収益	4,000,000			利用料、委託料
介護保険訪問介護事業収益	20,000,000			利用者負担、保険給付金
介護保険居宅介護支援事業収益	11,200,000			保険給付金、委託料
介護保険通所介護事業収益	45,000,000			利用者負担、利用者食費、保険給付金
障害者居宅介護事業収益	6,000,000			利用者負担、給付金
福祉用品販売収益	10,000			
その他事業収益	20,000			
協力会員受取会費	20,000	86,850,000		
5.その他収益				
受取利息	3,000			
雑収益	57,000	60,000		
経常収益計			87,590,000	
II 経常費用				
1.事業費				
(1)人件費				
給料手当	56,300,000			職員給与
通勤費	2,500,000			通勤費、活動交通費
法定福利費	5,600,000			健康保険、厚生年金、労災・雇用保険
退職金給付費	1,110,000			退職金掛金
福利厚生費	600,000			健康診断、予防接種補助、活動衣、他
人件費計	66,110,000			
(2)その他経費				
業務委託費	255,000			警備保障委託
売上原価	10,000			福祉用品等仕入
諸謝金	10,000			
会議費	20,000			事業所会議、リター会議等
旅費交通費	60,000			外部研修・出張旅費
通信運搬費	600,000			電話、郵送等
消耗品費	2,850,000			食料、介護用品、事務用品等
印刷製本費	300,000			コピー複合機使用料、他
水道光熱費	2,250,000			電気、ガス、上下水道、灯油
地代家賃	430,500			デイセンター、カフェ、事務所地代
賃借料	1,120,000			介護ソフト・コピー複合機・パソコン等リース料
減価償却費	1,000,000			デイセンター及び付属設備、車両、器具備品
保険料	265,000			火災保険、活動保険
図書研修費	210,000			書籍・雑誌、外部研修参加費、内部研修費
広告宣伝費	10,000			
保守修繕費	800,000			事業場修理等
車両費	3,400,000			燃料、タイヤ、車検、修理、自動車保険
諸会費	13,000			認知症家族会、関西STS連絡会
租税公課	100,000			固定資産税、自動車税
雑費	80,000			
その他経費計	13,783,500			
事業費計		79,893,500		
2.管理費				
(1)人件費				
役員報酬	720,000			理事長720,000円
給料手当	3,750,000			事務職員給与
通勤費	65,000			事務局通勤費
法定福利費	600,000			健康保険・厚生年金・労災・雇用保険
退職金給付費	145,000			退職金掛金
福利厚生費	30,000			健康診断、他
人件費計	5,310,000			
(2)その他経費				
業務委託費	85,000			警備保障委託、他
諸謝金	250,000			税理士謝金
会議費	100,000			総会、理事会
旅費交通費	10,000			研修・出張旅費
通信運搬費	450,000			電話、郵送
消耗品費	200,000			事務用品、他
印刷製本費	100,000			コピー複合機使用料、他
水道光熱費	150,000			電気、ガス、上下水道、灯油
地代家賃	10,500			事務所地代
賃借料	240,000			事務機器リース料、会計ソフトリース料
減価償却費	35,000			事務所棟
保険料	20,000			火災保険
図書研修費	5,000			事務局研修、書籍等
広告宣伝費	100,000			年賀状
保守修繕費	50,000			事務所棟
車両費	250,000			燃料、タイヤ、修理、保険
諸会費	47,000			市民協、納税協会、社会保険協
租税公課	30,000			固定資産税
雑費	184,000			
その他経費計	2,316,500			
管理費計		7,626,500		
経常費用計			87,520,000	
III 経常外収益				
固定資産売却益		0		
過年度損益修正益		0		
経常外収益計			0	
IV 経常外費用				
固定資産除・売却損		0		
過年度損益修正損		0		
経常外費用計			0	
税引前当期正味財産増減額			70,000	
法人税、住民税及び事業税			70,000	
当期正味財産増減額			0	
前期繰越正味財産額			37,695,303	
次期繰越正味財産額			37,695,303	

2026年度(第28期) 活動予算書

2026年4月1日から2027年3月31日まで

NPO法人クローバー・サービス
(単位:円)

科 目	金 額			主な内容
I 経常収益				
1.受取会費				
正会員受取会費	320,000			
賛助会員受取会費	150,000	470,000		
2.受取寄附金				
受取寄付金	100,000	100,000		
3.受取助成金等				
受取助成金	10,000			
受取補助金	10,000	20,000		
4.事業収益				
「助け合い」事業収益	700,000			利用料
外出支援事業収益	4,000,000			利用料、委託料
介護保険訪問介護事業収益	20,000,000			利用者負担、保険給付金
介護保険居宅介護支援事業収益	11,000,000			保険給付金、委託料
介護保険通所介護事業収益	45,000,000			利用者負担、利用者食費、保険給付金
障害者居宅介護事業収益	6,000,000			利用者負担、給付金
福祉用品販売収益	10,000			
その他事業収益	20,000			
協力会員受取会費	20,000	86,750,000		
5.その他収益				
受取利息	3,000			
雑収益	57,000	60,000		
経常収益計			87,400,000	
II 経常費用				
1.事業費				
(1)人件費				
給料手当	56,500,000			職員給与
通勤費	2,500,000			通勤費、活動交通費
法定福利費	5,600,000			健康保険、厚生年金、労災・雇用保険
退職金給付費	1,110,000			退職金掛金
福利厚生費	600,000			健康診断、予防接種補助、活動衣、他
人件費計	66,310,000			
(2)その他経費				
業務委託費	255,000			警備保障委託
売上原価	10,000			福祉用品等仕入
諸謝金	10,000			
会議費	20,000			事業所会議、リーダー会議等
旅費交通費	60,000			外部研修・出張旅費
通信運搬費	600,000			電話、郵送等
消耗品費	2,850,000			食材、介護用品、事務用品等
印刷製本費	300,000			コピー複合機使用料、他
水道光熱費	2,250,000			電気、ガス、上下水道、灯油
地代家賃	430,500			デイセンター、カフェ、事務所地代
賃借料	1,120,000			介護ソフト・コピー複合機・パソコン等リース料
減価償却費	1,000,000			デイセンター及び付属設備、車両、器具備品
保険料	265,000			火災保険、活動保険
図書研修費	210,000			書籍・雑誌、外部研修参加費、内部研修費
広告宣伝費	10,000			
保守修繕費	400,000			事業場修理等
車両費	3,400,000			燃料、タイヤ、車検、修理、自動車保険
諸会費	13,000			認知症家族会、関西STS連絡会
租税公課	100,000			固定資産税、自動車税
雑費	90,000			
その他経費計	13,393,500			
事業費計		79,703,500		
2.管理費				
(1)人件費				
役員報酬	720,000			理事長720,000円
給料手当	3,750,000			事務職員給与
通勤費	65,000			事務局通勤費
法定福利費	600,000			健康保険・厚生年金・労災・雇用保険
退職金給付費	145,000			退職金掛金
福利厚生費	30,000			健康診断、他
人件費計	5,310,000			
(2)その他経費				
業務委託費	85,000			警備保障委託、他
諸謝金	250,000			税理士謝金
会議費	100,000			総会、理事会
旅費交通費	10,000			研修・出張旅費
通信運搬費	450,000			電話、郵送
消耗品費	200,000			事務用品、他
印刷製本費	100,000			コピー複合機使用料、他
水道光熱費	150,000			電気、ガス、上下水道、灯油
地代家賃	10,500			事務所地代
賃借料	240,000			事務機器リース料、会計ソフトリース料
減価償却費	35,000			事務所棟
保険料	20,000			火災保険
図書研修費	5,000			事務局研修、書籍等
広告宣伝費	100,000			年賀状
保守修繕費	50,000			事務所棟
車両費	250,000			燃料、タイヤ、修理、保険
諸会費	47,000			市民協、納税協会、社会保険協
租税公課	30,000			固定資産税
雑費	184,000			
その他経費計	2,316,500			
管理費計		7,626,500		
経常費用計			87,330,000	
III 経常外収益				
固定資産売却益		0		
過年度損益修正益		0		
経常外収益計			0	
IV 経常外費用				
固定資産除売却損		0		
過年度損益修正損		0		
経常外費用計			0	
税引前当期正味財産増減額			70,000	
法人税、住民税及び事業税			70,000	
当期正味財産増減額			0	
前期繰越正味財産額			37,695,303	
次期繰越正味財産額			37,695,303	